

親しんで△△ 街の法律相談窓口

(105)

『少額訴訟手続き』

簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めるすることができます。



司法書士

岡田 茂

さて、少額訴訟手続きは、簡易・迅速な紛争解決手段として、また、一般市民が自ら利用することができるよう、一般民事訴訟手続きとは異なる訴訟手続きに関しての各種の工夫が凝らしてあります。例えば、少額訴訟手続きでは、原則として、1回で審理(口頭弁論)を終えることとしています。その他にも、利用回数の制限があつたりもします。具体的な事例としては、前回ここでお話しをさせて頂きました「マンションの管理費」などの滞納金の請求に、少額訴訟手続きを利用するのも1つの手段ではないでしょうか。

ただ、最終的には、具体的な事案毎に、少額訴訟手続きを利用するメリットがあるのかないのかなどを、充分吟味する必要があるように思います。

少額訴訟手続きの利用をお考えの方は、一度、司法書士会が行う常設の無料相談会をご利用下さい。

兵庫県司法書士会相談窓口 ☎078・341・2755